

財産の無償貸付けについて

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

記

1 無償貸付けをする財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在 東京都国立市青柳1丁目32番4の一部
- (3) 面積 129.00平方メートル

2 無償貸付けの目的

コミュニティ活動の推進を図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定による認可を受けた地縁による団体が、集会の場として地域住民の利用に供するため、集会所を建築する土地を貸し付ける。

3 無償貸付けの期間

平成29年10月1日から平成59年9月30日までとする。ただし、市又は貸付けの相手方が、貸付期間の満了の日の6月前までに更新をしない旨の通知を行わない場合は、更に1年間貸付期間を延長するものとし、その後の期間満了についても、同様とする。

4 無償貸付けの条件

無償で貸し付ける土地は、集会所の用地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償貸付けの相手方

東京都国立市青柳1丁目8番地の34

青柳中央会

会長 笠井修一